

【 認可地縁団体の申請に伴う署名のお願い 】

この度根岸第六町会では、認可地縁団体の認可を受けるべく地域にお住まいの皆様
に署名をお願いしております。

この署名は、根岸第六町会エリアにお住まいの世帯主様や代表者様だけでなく、**ご家族、お子様、同居人を含むすべての住民の皆様による大多数（全住民の3/4程度）のご賛同**を頂く必要がございます。

この為、ご署名に際しましては、ご家族、お子様、同居人を含む、ご賛同をいただける方「全員」のご署名を賜ればと存じます。

大変お手数ではございますが、何卒ご協力をお願い致します。

尚、この署名は根岸第六町会が認可地縁団体となる事に賛同し、これを認めるかどうかという署名ですので、町会会員の申請とは異なります。

この為、ご署名をいただいても必ずしも町会会員となる必要は無く、町会会員では無い場合には町会費の支払いをお願いしておりません。

根岸第六町会では世帯単位をもって運営費として町会費を頂戴しておりますので、認可地縁団体となった後に署名人数分の町会費を請求する事はありません。

また、署名は根岸第六町会エリアにお住まいの方全員が対象となりますので、現在町会会員では無い方にもご署名をお願いしております。

■署名の取り扱いについて

ご署名の取り扱いにつきましては、認可地縁団体の申請のみに利用し、他の目的の為にこの署名を利用する事はありません。

ご署名を頂きました用紙は、認可地縁団体の申請の際に川口市へ提出する為、町会若しくはその構成員がこれの原本及び複製を保有し続ける事はありません。

また、署名の用紙は川口市へ提出するまで根岸第六町会にて一時的にお預かり致しますが、外部へ流出する事が無い様細心の注意を払い取り扱い致します。

■署名書の回収について

署名書は、根岸第六町会の班長、役員、その他根岸第六町会が定めた町会会員が回収します。

基本的に根岸第六町会の会員以外の人員が回収する事はありませんので、不用意に第三者にお引渡しになりません様ご注意ください。

大変ご面倒をおかけ致しますが、根岸第六町会の今後の活動がより良いものとなる様尽力して参りますので、ご協力のほど宜しくお願い致します。

署 名 書

私は根岸第六町会を法人化することに賛同し署名します。

※ 1世帯1枚でご家族全員のお名前をご記入ください。

※ ボールペンでご記入ください。

No.	お 名 前	ご 住 所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

※ ご署名ありがとうございました。

※ この名簿は、法人化の申請以外には使用いたしません。

認可地縁団体とは（1/2）

■認可地縁団体とは？

認可地縁団体（にんかちえんだんたい）とは、日本の行政用語であり、自治会、町内会等広く地域社会全般の維持や形成を目的とした団体・組織のなかでも、地方自治法などに定められた要件を満たし、行政的手続きを経て法人格を得たものを指します。

■何のための制度ですか？

これまでの町会という団体では、土地等の不動産、有価証券その他、財産に類するものを団体名で所有する事ができませんでした。このため、これらの財産は個人または複数の代表者の共同名義となっており、名義人の転居や死亡などによる名義の変更や相続に際し、問題が生じてしまいます。この問題を解消する為に、自治会に法人格を持たせ、団体名義で不動産登記を可能とする様に作られた制度です。

■認可地縁団体になると何が変わるのですか？

今までの町会活動を行うに際し、何ら変わるところはありません。団体名義で不動産登記が出来る様になる事以外には、特に主だった利点はありません。但し、認可を受ける為には規約の改定、手続きの厳格化等が必要となりますので、申請に併せて町会規約の変更、役員構成の変更を予定しております。また、団体として営利活動を行う場合、営利活動に対し通常の課税がなされますが、今までの活動内容において営利活動を行った例はありません。

■法人化したら好き勝手出来る様になるのでは？

認可地縁団体として認可を受ける為には多くの制約があります。重要な決定は、議会（総会）や役員会等の議決をもって行わなければならない。保有資産目録の提出や構成員の情報の管理、年1回以上の総会の開催などが義務付けられています。また、その区域の為になると認められる共同活動を行う事を目的と定められており、目的に反する行為に際しては認可の取り消し等の措置がとられる事もあります。このため、従来の町会の仕組みよりも更に、一部の構成員の意思による恣意的な決定は制限される事となり、透明性、公平性が増す事になります。

認可地縁団体とは（2/2）

■法人化にはお金がかかりませんか？

認可地縁団体として申請する為に必要な費用は、申請手数料等のみで数百円程度です。

不動産登記にかかる申請費用は別途かかりますが、一般的な金額であり高額な負担を強いられる事はありません。

また、一般的な株式会社等の営利法人とは異なり、設立のための費用は殆ど必要ありません。

その他、認可地縁団体に関する詳しい内容については、川口市ホームページにてご覧いただけます。

→ 川口市：認可地縁団体について（PDFファイル）

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/material/files/group/25/ninkachiennndanntai.pdf>

→ 川口市：認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01060/010/3/3111.html>

こちらの内容は、根岸第六町会ホームページでも掲載しております。

→ 根岸第六町会ホームページ

<https://negishi-dai6.mycabin.net/>

→ 根岸第六町会：認可地縁団体の申請について

<https://negishi-dai6.mycabin.net/ninkachiendantai/>



ホームページ内問い合わせフォームからもお問い合わせを受け付けております。随時ホームページにて情報を更新して参りますので、併せてご確認を頂ければ幸いです。

その他ご不明な点やお気づきの点等ございましたら、総務部青年会までお問い合わせください。

■総務部青年会（根岸第六町会 ホームページ運営担当）

E-Mail： dai6-seinenkai@mycabin.net